

生食発0330第5号
令和2年3月30日

各検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

令和2年度輸入食品監視指導計画の策定について

平成31年度輸入食品監視指導計画については、モニタリング計画の達成等、御尽力いただいているところである。

本日、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、令和2年度における食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「令和2年度輸入食品監視指導計画」という。）を別添1のとおり定め、同条第3項の規定により官庁報告として公表した。

ついては、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、適切な監視指導の実施方よろしく願います。

なお、都道府県等に対し、別添2のとおり通知していることを申し添える。